

第118回 消費者安全調査委員会 議事要旨

■日 時：令和4年6月23日（木）10:00～12:02

■場 所：共用第3特別会議室（Web会議システム併用）

■出席者（敬称略）

<消費者安全調査委員会>

委員長：中川丈久

委員：持丸正明、小川武史、河村真紀子、澁谷いづみ、水流聡子、中原茂樹

専門委員：木村哲也、小竹元基、鈴木弘彦

<消費者庁>

片岡審議官、大森消費者安全課長、池田事故調査室長、事故調査室員

■議事次第：

1. 開会
2. 消費者安全調査委員会の今後に関する検討について
3. 個別事案について
 - (1) 選定事案
 - (2) 申出事案
 - (3) その他
4. 閉会

■議事概要：

1. 開会
2. 消費者安全調査委員会の今後に関する検討について

○中川委員長 おはようございます。

それでは、第118回「消費者安全調査委員会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙の中御出席いただき、ありがとうございます。

最初の議事でございますが「消費者安全調査委員会の今後に関する検討について」でございます。1月の消費者安全調査委員会において、当委員会が本年9月末で活動10年目の節目を迎えるということから、10月からの第6期以降の委員会の在り方を検討するということを公表いたしました。それ以来議論を続けております。本年の夏頃までに最終まとめとして成果を公表する予定でございますが、本日は、それに向けた素案を事務局で作成いたしましたので、それを素材に審議をしたいと考えております。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○担当補佐 事務局でございます。

この消費者安全調査委員会設立10年の検証については、今、委員長からおっしゃっていただいたとおり、1月の委員会から審議を開始していただきまして、3月には検証の

まとめの構成イメージを審議いただいたところでございます。今回お配りしている検証の骨子（ポイント）という資料は、最終的なまとめに書き込んでいくべき内容について、これまでの御議論の内容を中川委員長にもおまとめいただきまして、骨子という形で整理したものでございます。

内容について御説明させていただきます。

資料の左側、まず1ポツのところですけれども「設立時の在り方検討会の提言に沿った調査を実施」とあります。これは消費者安全調査委員会の設立の際に、在り方検討会で議論された事故調査機関の在り方、それに沿った調査が行われているかということで、当時提言された内容としては、製品、サービス、施設等の様々な事故について、分野の漏れなく事故調査を行っていくということと、個別の事故の調査と事故情報の傾向分析の両面のアプローチで調査すべきということが言われていたところです。

また、調査機関としての独立性、公正性、網羅性、専門性の確保についても提言されていました。

また、事故調査と警察による刑事捜査との関係についても議論がなされており、相互に協力していく必要が指摘されていたところです。これについては実際に我々の消費者調査委員会の活動が開始されてから警察のほうと覚書を締結して、協力関係を確認しているところでございます。

もう一つ、被害者に向き合う調査ということも指摘されていた点です。これについては被害者の方からのお申し出を受け付ける制度になり、また、担当官による調査結果等の情報提供も行われているところでございます。

また、再発防止に向けて実効性のあるような仕組みが必要ということが指摘されておりまして、これは関係行政機関への意見具申という形で整理されてきたところでございます。

資料の右上を御覧いただきたいのですが、この10年間の活動を踏まえまして、設立時の在り方検討会の提言の基本的方向性については維持していくというのが、これまでの御議論だったかと思っております。

また、様々な分野の事故をこれまで調査してまいりましたけれども、新たな分野の事故調査も積極的に検討していく。

もちろん独立性の問題は大前提なのですが、関係機関との連携を強化してより機動的に調査を行っていくということもあると思っております。

また、委員会の情報発信力については、情報発信力の強化に関する考え方をおまとめいただいたりもしておりますけれども、さらに強めていく必要があるということ。

現地調査のルール整備であるとか、調査の専門人材の継続的な確保ということも実際に活動を通して課題として浮き上がってきたところという御指摘があったかと思っております。

実際に調査を開始してみて、フォローアップということもやっております。フォローアップの中で得られた知見について今後も活用して、意見具申の際に踏み込んだものを行っていくとか、そのようなこともこれまで御議論をいただいていたところがございます。

調査については、報告書の取りまとめに向けた法的論点の整理もそうですし、我々の調査がどういう影響を与えていくのかということについても議論を行っていく必要があるという指摘もあったところでございます。

左側の中段の2ポツ「設立後10年間の社会の変化」でございます。

(1) 新たな事故の発生と多様化と記載させていただいています。これは委員会が取り扱う事故の傾向として、製品そのものやメンテナンスの結果に由来する事故、ここではエレベーターやガス給湯器を例示させていただいておりますけれども、そこからサービスの提供に伴う事故、ヘアカラーですとか幼稚園のプールの事故など、それから、製品の利用上の事故とサービス事故の両面の側面を持つ事故というのが調査対象として増えてきている。こういう広がりがあるということが一つ、これまで御議論いただいた内容として整理できると考えております。

また、デジタル化、グローバル化、こういう社会の変化の中で、オンラインモールを介した取引によって関係者が非常に複雑化している、複層化しているという御指摘もあったと思っております。また、安全性能が十分でない海外製品の無秩序な輸入というのも事故のリスクの高まりに影響している。

(3) 高齢化、SDGsの浸透ですけれども、高齢化によって福祉関係の製品やサービスの事故、トラブル、ヒヤリハット等も増加する。それから、SDGs等によって誰一人取り残さない社会の実現の機運の高まりを受けまして、さらに要配慮者等への目配りも必要になっていく。環境に対する関心の高まりによって中古品やリビルド品、これは一部部品を交換して流通しているようなものですが、そういうものも増加している。

それから、加工や組み合わせなど、消費者の嗜好の多様化に合わせてカスタマイズを前提とした製品というのも出ております。また、福祉用具などはそもそも個々人の状態に合わせてカスタマイズすることを前提とした製品でございますので、そういうものも今後、さらに事故であるとかリスクが高まっていくということが考えられているところでは。

3ポツの「今後予想される社会の変化」としては、デジタル化、グローバル化がさらに進展するということ。

AIであるとかドローン等の新しい技術を使った製品・サービスがさらに普及していくということ。

製品とサービスの複合化がさらに進んでいくということ。

配置や使用環境の多様化であるとか、関係者の複層化についても、さらに加速していくということが、これまで御議論いただいた中で御指摘があったところと思っております。

それらに対する対応として、右下側の緑の部分ですけれども「消費者を取り巻く社会変化への対応」として、一つは、事故情報の収集・共有体制を強化していく。これは海外であるとか事業者間の情報についても、さらに情報を集めていく必要があるということは、これまで御指摘いただいていたところでは。また、関係者が複雑化・複層化しているということで、消費者安全調査委員会の活動としても、調査で得られた知見を事

業者等関係者に共有して安全な社会の共創を目指す。それから、製品やサービスの製造者だけではなくて、流通に関わる販売者やその関係者（オンラインモール等）への働きかけも強化していくことも考えるべきではないかという御意見もいただいております。

また、高齢化等の関係では、利用者としての消費者の行動特性、子供ですとか、高齢者の特性も十分に想定して安全性から検討を行うべき。

新しい技術への対応としては、今後顕在化していない事故についても先行的に調査して、今後の委員会の調査に役立てていくべきという御指摘もいただいていたところ です。

内容としては以上になりますが、これらについて、今後の取りまとめに向けて御意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○中川委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑応答・意見交換に移りたいと思います。左側が1、2、3に分かれておられますが、特にどれということ限定せずに御意見を伺いたいと思います。

今、御説明がございましたが、1が在り方検討会との関係で、そこで提言したことについてどれぐらいできているか、あるいはさらに工夫したかというのが右側で、それを第6期以降の委員会に引き継いでいくべきものとして、在り方検討会の提言をどのように拡充してきたか、あるいは実現できてきたかということに対するお話です。

2番目、3番目は、特に2番目が、実際に私たちがこの10年間で経験してきた、すなわち在り方検討会では想定していなかった社会の変化というものに対して、どのような工夫をしてきたかというのが右側です。厳密には1なのか2なのかというのはよく分からないところもございますが、そこは言い始めるときりがないので、両方に関わる ところもあろうかと思っておりますけれども、そういうことを念頭に置いて意見交換をしたい と思います。

それでは、御意見・御質問のある方は、挙手なり合図をしていただければと思います。 いかがでしょうか。

河村委員、お願いたします。

○河村委員 ありがとうございます。河村です。

骨子のほうを作成いただいて、今まで委員会の中でも申し上げてきたこととも重複 するところもあると思っておりますけれども、一番上の左右のところと言いますと、在り方検 討会の基本方針、方向性を維持するというので、その上で、機能強化ということ です。

2以降とも関連するのですが、いかに時代の変化があっても、消費者の 身体、生命が傷つく事故の現場ということで、人間の身体そのものは別にならな いわけですから、けがをしたり、あるいは命を落としたりする現場に目を向けるとい うこと、つまり在り方検討会の報告書にもあったかと思うのですが、本当に痛まし い犠牲の中から事故を調査するためのいろいろな情報や事実が出てくるわけ です。そこをやはり最大限に引き出して見つけて原因究明につなげていくことを常に意 識しないと、ともすると、傾向分析であったり、文献調査とかネット検索、アンケート といったものから情報を得て、そういうことからアウトプットを見つけていく、結論を

導き出していくという傾向に少しなっているのを私は懸念しております。

どこまでいっても、現場もそうですけれども、たとえ大括りな傾向としての分野としての事故調査ということになったとしても、幾つか起きている実際の事故から何が引き出せるのかということを経限にやらないと、事故調査機関としては成長はないのではないかと考えております。そういう意味では、いろいろとお役所の人間で長くそこにいらっしゃる方がいない、常に変わっていくということはあると思います。今も事務局の方がガラッと変わっているのですけれども、やはり何らかの知見とか経験の蓄積を内部でぜひ考えていただきたいと考えております。

長くなって申し訳ないのですが、2番目のところで、これは今後少し変えていけばいいのかなと思いますが(1)の新たな事故の発生というところに書いてあるのは、どちらかという事故の種類を分けているだけで、新たな事故ではなくて、エレベーター、ガス給湯器、毛染め、幼稚園プール、全て何十年来の事故と言ってもいいものですから、傾向を分けてみると、その中で何か進んだのかとかは、もう少し長い文章になったときにはなるとは思います。新たな事故という見出しでこの内容は少し違うのではないかと考えました。

右側のほうの消費者を取り巻く社会変化への対応ということなのですから、どこまでいっても事故調査機関としてやるべきことは、常に改めて自覚するべきだと思っております。これを今後変えていくということであれば別なのですから、消費者安全調査委員会というのは、別に法的権限を持った機関となって、他省庁ですとか、そういうところに意見を言うことができる、規制をつくれと言うこともできる。

一般論で安全をつくる時に、もちろん規制強化ばかりではないというのは当然のこと、私もそれは分かっているのですが、この委員会としては、権限を持った機関であるということをお忘れてはいけなくて、規制について意見を言うことができる、恐らく消費者事故に関して唯一の機関と言ってもいいものだという位置づけから、この委員会がやるべきことというのを常に見つけていって、事業者との共創というようなことですとか、いろいろ書いてあるのですが、それは本当にもっともだと思っております。

建付けとしては消費者庁に設置されていることもありますから、司令塔として所管の官庁に対してそういうことをやれと、きちんと規制のことにも必要ならば言及して、経済産業省なら経済産業省、厚生労働省なら厚生労働省に言っていくという建付けだと理解しておりますので、一般的にこのように安全をつくっていくべきということと、この調査委員会の立ち位置とか持っている権限というのが、ほかのところにはできない唯一の何かがあるはずなので、そこを引き続き忘れないようにしていくことが必要なのではないかと考えております。

伝わったかどうか、ちょっと自信がないのですが、とりあえず以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。伝わったかどうかの確認をさせていただきます。

まず、最初におっしゃった事故の現場をしっかりと理解というか、実感というか、そこをお忘れないようにというのは、左側の1番の下から2番目の被害者に向き合う調査ということに対して、右側の上から4番目、現地調査のルール整備や専門人材の継続確保、この現地調査の在り方という部分の御発言と理解してよろしいですか。

○河村委員 いえ、そういう狭い意味ではないです。ルール整備といいますと、警察との刑事捜査等の協力関係ということになるので、これはルール整備の問題だと思うのです。私はもう少し広い意味で申し上げて、現場での調査ももちろんなのですが、ともすると、最近の報告書、調査の傾向として、全体のテーマ選定のようなものになると、起きた事故そのものにあまり目を向けずに傾向だけを見ていくところがあるので、現場のルール整備ということだけではなくて、起きた事象にきちんと一つ一つ、何で起きたのか、それはなぜなのか、テーマ選定だから個別なことは掘り下げませんという方がいらっしゃるかもしれませんが、個別なところからこそ出てくる、それがほかのことにも応用できる事実が出てくるはずですから、事象に目を向けるということが少なくなっているような気がするという意味でございます。

○中川委員長 分かりました。

そうすると、ここにははっきり書いていないけれども、分析の仕方ということになりますよね。

○河村委員 そうです。今、もともと書いてあることも含めてもっと広げて、事象そのものとか、物とか事象とか背景とかに個別に入っていくことが少なくなっているように思います。一般論、一般的な傾向のようなものに走りがちだと考えております。

○中川委員長 申出の案件のときに、よく河村委員から御指摘を受けるという事柄、もう少し調べないと分からないことがあるはずだ、何かこういうこともあるのではないかという捉え方かなと思うのですが、これは引き継ぎ事項として、第6期以降も気をつけるべきこととして書けるかどうか、書くべきだとは思いますが、どのように書くか、ちょっと検討してみましようか。

○河村委員 ごめんなさい、大事なことなので誤解のないように、申出案件のときに申し上げている私の趣旨とはちょっと違います。私が申し上げたいのは、例えば学校のことであっても、点検のことであっても、それは個別の事故のことではないと言いながら、やはり一つ一つ、誰かが亡くなっている死亡があるとしたら、その事象をもっと深くやった上で、全体のテーマ選定の内容のアウトプットにいくべきで、幾つかのことがそうなのですけれども、起きた事故、申出のときだけではなくて、事故そのものに目を向けなければいけないということで、選定した案件のことを申し上げます。

○中川委員長 分かりました。

そこはつながるのかなと思うのですが、いずれにせよ、そこはその意味では、ここに書かれていないと思いますので、多分具体事例があったほうが良いと思いますし、こういう事案について、このような検討の仕方では駄目だということだと思いますので、どのように書くかというのを少し検討してみたいと思います。

それから、左側の2の(1)の新たな事故、ここもちょっと書き方が確かに、多分これは事故の捉え方という意味だと思うのですが、最初の2つは前からあったもので、製品そのものの事故とサービスについて、それで製品とサービスということを在り方検討会で考えてきたのですが、製品だかサービスだかという両方だなという形で、視野を広げて事故を捉えるようになった。

最後の製品の利用上の事故とサービス事故の両方の側面を持つ事故という捉え方と

いうところは、唯一新しいといえば新しいのかなと思うのですが、これも10年後の変化なのか、2なのか、それとも1の在り方検討会の方向の中でやっているうちに、製品そのもの、それから、サービスそのものというだけではなくて、両方に同時に目を向けて全体として事故を捉えることは当然必要ですねとなってきたなということが書いてあるので、これも1に入れるのか、2に入れるのか、なかなか難しいところではあるのですけれども、ここはいかがですか。

特に持丸委員とかは、ずっとこの種の発言をされてきたように思うのですけれども、ここに置いていいのか、2なのか、1なのかとか、あるいは新たな事故ではなくて、事故の評価の仕方というか、タイトルがこれでいいのかというところもあろうかと思えます。

○持丸委員 2つあって、最初に河村さんの意見に、もともといわゆる三現主義、現場、現物、現実を見るというのは我々が常に持ってなくてはならないポリシーと戒めみたいなもので、ともすると、報告書を見るとかデータを見るとかということに対して、個別に足を運んでみて、やはりここが本当に、あれっ、でも、ここもちょっとおかしいよねとかいうのが分かるようにしていく、これはやはり常に持つべきだと私も思います。

この整理の問題は、あまり細かく気にしてもしょうがないのかなと私は思っていて、なぜかという、どれも絡んでくるのです。では、全部だらだら書いたら分かりやすいかという、そうでもなくて、やはりある程度、我々のほうで伝えるカテゴリーというのは分けなくてはいけなくて、学術的な体系をつくるわけではないので、視点としては対応策と、だからどうやってウォッチしていかなくてはいけないとか、そういうのと対応していくのであれば、その厳密性はここでどうこうよりも、分かりやすい発信というところでよいのではないかなと思っています。

したがって、現状のもので、いや、ここが違うと言いつきりがないのですけれども、むしろ項目としてどこかに漏れがないかとかいうぐらいで、それはどこへ当てはめたらいいか、そのような議論のほうが建設的かなと思っています。きれいなコメントではないですけれども。

○中川委員長 ありがとうございます。

先ほど三現主義とおっしゃいましたが、そういう調査の在り方の考え方というのは十分できたかどうか分からないけれども、維持しなくてはいけないという項目は、右側の一番上のところ、設立時の在り方検討会の提言の基本的方向性はというところに書かなくてはいけないかなということです。

それから、河村委員の最後、やはりなかなか珍しい機関であると、権限を持っていろいろ意見が言える。その部分は右側の一番上の最後の法的論点についてもさらに情報収集を行い検討というところに、その気持ちを込めているのかなと私は理解していたのですけれども、ここをもう少しということでしょうか。それとも、ここにそういう意味が込められているならいいということでしょうか。

○河村委員 今おっしゃったところは、どこのところですか。

○中川委員長 右側の緑色の上のほうの囲みがありますよね。在り方検討会の提言は

基本的方向性を維持し機能強化という囲みの中の最後の黒ポツで「法的論点についても更に情報収集を行い検討」というところです。

○河村委員 情報収集と検討は別に、やるべきことだと思いますけれども。

○中川委員長 提言ということですね。

○河村委員 私の言っている趣旨は、これのことではないです。「消費者を取り巻く社会変化への対応」というところに書いてある「幅広い関係者への働きかけ」とか、これは社会を安全にするためにはとても大事なことが書いてあるのですけれども、消費者安全調査委員会は、要するに法的権限を持って他省庁にかなり強いこと、規制を入れるという意見等ができるわけですから、やはりここの特性としてきちんと踏み込んだ、つまり反省です。そういうことをなかなかこの10年間、法的規制というのを言及したのがこの間振り返って1個だったというような話が出てきたと思うのです。マグネットボールの問題のときです。そういう視点を忘れないことが必要なのではないかと。

一般的に社会を安全する活動とはこのようにするべきだということではなくて、ここはこういう権限を持ってこういうことをする機関なのだから、新しい変化への対応をするにしても原則というのを押さえていく必要があるという意見でございます。

○中川委員長 ありがとうございます。

多分その意味で書いているのではないかと思うのですが、単に情報収集するみたいな感じの書き方になっていますかね。もう少し積極的な意味だろうと思います。

あと、在り方検討会のときに、あまり法的提言を考えてなかったような気がするのです。それでここにこう書いたということだと思います。

小川委員、お願いいたします。

○小川委員 今の件と関係することなのだと思いますけれども、マグネットの話が出たので、ちょうどその話です。左側の2ポツの(2)に、要するに海外から危険なものが入ってくることができる法的な状態に今なっていて、あの件では意見を出したわけですが、インターネットで何でも買えるという社会の変化に対応して法的な規制を考えていくというのが、この1、2、3、4の並びでやはり必要ではないかと考えます。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

1、2、3、4というのは、右側の2番目の社会変化への対応の中の(1)(2)(3)(4)という、このことですね。

○小川委員 そうです。その並びとして、やはり法的な規制についての意見をもっと積極的に出していかないといけない。特にインターネットで何でも買えるという状況は、非常にまずいと私自身は思っています。

以上です。

○中川委員長 分かりました。

そういう形で書きますか。こちらは在り方検討会というよりも、むしろ新しい変化なのですかね。言い始めると、どちらなのだとなかなか面倒なのですが、ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

澁谷委員、お願いします。

○澁谷委員 右の緑側の「消費者を取り巻く社会変化への対応」というところで、ここは考えようによっては（２）の幅広い関係者への働きかけとか連携とか、そういうものをする事によって１番の情報収集ができたとか、３番の消費者の行動特性への配慮ができたとかというようにつながり方になるのではないかと思うのです。事故の最たるものは死亡事故だと思うのですが、死因調査の仕組みが、まだ我が国では十分でない部分があるわけです。そういったようなことを考えると、死因調査の仕組みなど一つ取っても学際的な連携が必要になってくる問題というのがあると思うのです。そういうことをやはり次の１０年につないでいくために提言ができたらいいなかなと思います。

それから、卑近な例で申し訳ないのですが、私は医者として患者さんの治療をしたりとか、あるいは食品の苦情を受けたりとかというのが仕事であるわけです。この委員会に参加をさせていただいて、医学の専門性とは全然別の分野の話がたくさん出てくるのですけれども、様々な接点で専門以外のことにも関与できるのではないかということディスカッションしながら思ったのです。

そういう可能性を感じることができたということは、ほかの省庁にいろいろここから意見を出すときに、受け取る側の省庁も、これは自分のところの所管外だと簡単に言わずに、ひょっとしたら何か接点があるのかもしれないとか、ほかの方法が考えられるのかもしれないというような柔軟な発想をしていただけたら、もっといろいろなことが解決していくのではないかと。だから、いろいろな報告書を出しても、その後受け取っていただく側にも変化を期待したいというところがあるので、やはりこの１０年の検証という中に、そういう意味を込めていただきたいなと思います。

以上です。

○中川委員長 ありがとうございます。

１点目の死因調査は情報収集の件ですが、これは右側の緑色の（１）の最初の黒ポツのところだと理解してよろしいでしょうか。

○澁谷委員 はい。

○中川委員長 ここを強化する。これは引き続きということですね。

２番目の、要するに意見を行政機関のほうの対応の話、確かにこれが抜けていますかね。上のほうの在り方検討会の提言の基本的方向性を維持しというときに、どちらなのか分からないですが、私の感覚では意見を言った行政機関の対応は大分変わってきている。前はもう少しとげとげしかった気がするのです。かなり協力的にというか、事務局も努力されているのだと思います。

そういう部分は上なのか下なのか分からないですが、それはどう書けばいいか分かりませんが、法令上あたり前だと言われたら、そうかもしれませんが、何か実感が違うのです。どのように書くか。関係行政機関の対応の仕方、あるいは彼らの考え方に対して、ある程度影響を与えられたかもしれないみたいな感じで書いてみるのですかね。そういうことが一つあるかと思います。ありがとうございます。

○中川委員長 水流委員お願いします。

○水流委員 今まで言われてきたことで、テクノロジーの変化と社会の変化の中で法的に漏れている点があることで、消費者のところにそれが問題として表れてきているということを指摘することができる役割を持っているのが、この委員会の役割かと思えます。中川委員長がおっしゃったように、社会の変化に伴って発生しているこの委員会へのニーズ、ミッションみたいなものなのではないかなと思うので、その方向で書いたほうがいいのかと思っています。すぐに変えられる可能性の高いところとしてJISもあるのでありますが、そのほかに公的ルールであるとか、大きくは制度とか法律とかいう形になっていきます。それゆえ、この委員の中にそういった専門家も入ってくる形になっているかと思えます。

次に2点目ですけれども、日本のカルチャーというか、高度経済成長の中で抜け出せなかった、組織内のサイロ化という問題、縦割りというか、その現象というのは行政だけでなく、企業の中においてもあります。大きな企業ですと事業部門ごとに分断されていて、事業部門に横串を刺そうと、DXとかデータサイエンス的にやろうとすると、横串を刺そうとするのですけれども、データを出さないというのが同じ組織の中でもある。この委員会の場合、省庁の中で横串を刺していく案件を取り扱うことになるので、内部の連携を進めるとか、推進する役割をこの委員会が持っていることは明確に認識してもいいのではないのでしょうか。

委員長がおっしゃったように私も思います。異なる省庁との意見交換は、最初の頃はとげとげしかった気がするし、責任はないということを使うためのような話が多かったのですけれども、最近では変化させようと協力する形が非常に多くなってきました。消費者庁から提案して厚生労働省と経済産業省を結びつけるような話もありました。必要性のある連携とか、連携すると効率的に動くということを感じなかったいわけです。分析を通して、この複数の省庁を連携していただくと非常にうまく進むということが分かりましたという形になっているので、連携機能といったところを少し盛り込んだほうがいいのかないかなと思いました。

あと、消費者庁なのでありますが、インプットのところについては、まず、この委員会の中に何を投げ込むかというインプットを決める前の段階の集め方としては、もともとの消費者からの申し出という形でも拾うし、それから、新しく委員会の中でも社会的現象を分析して、こういった問題をこれから取り組むべきではないかということを押さえていっています。しかしながらアウトプットのところは、どうもどこに届いていいのかがよく分からないところがある。いろいろ工夫をしてきたというのは分かるのですけれども、アウトプット先の設計を今後していったら、やはり消費者から来た問題を消費者に返していくというような形で、ナレッジをきちんと消費者に返すというナレッジエコシステムをこの委員会できちんと作り上げているという形に整備していく可能性があるのかなと思いました。

以上です。

○中川委員長 いろいろ書きぶり、書き方の内容についてヒントをいただいてありがとうございます。これを組み込んでいきたいと思えます。

ちょっと時間がなくなってきましたが、もしどなたか、まだございましたら。

持丸委員、お願いします。

○持丸委員 ちょっと別の観点で、別にこれに何か追加してほしいというわけではないのですが、私もこれから社会の変化の中で、若干隙間になりそうだなと思っているところは、一つは日本語が分からない人と言ったらいいのですかね、いろいろな諸外国の方が観光とか就労とかでたくさん来るようになってきていて、そういう中で安全情報がちゃんと伝わりきるか、同じように我々が守らなくてはならない消費者であると、これが1点です。

もう一つは、この消費者安全調査で見ている消費者事故の消費者というのが曖昧になってきそうな気がしています、それはお家でテレワークをしているとか、ある時刻には消費者になっているが、ある時刻は仕事をしているとか、なぜかテレワークをしている勤務場所に子供がいるとか、あるいはシェアリングエコノミーで消費者同士でサービスを提供し合うとか、法体系がまだ十分そろっていないような働き方やサービスの在り方が出てきたときに、それは労務災害だよねとか言って、また何か溝に落ちこちそうな気がしています、そういう意味でも、そういうようなところも取りこぼさないようになるといいなと思っているという、これは意見でございます。

○中川委員長 ありがとうございます。

左側の(3)、ちょっと無理やりすぎるかな、新しい項目かもしれませんが、今おっしゃったようなタイプの人、それから、場面についても、これから配慮していくということになるだろうということです。

あと、私からですけれども、時間がかかるということ初期はかなり言われた、遅いと、これについてはどうかというのを書いたほうがいいと思うのですけれども、何か御意見はありますか。大分頑張ってきた気がするのです。

河村委員、お願いいたします。

○河村委員 ずっと言われ続けていますし、事実かかっているのかなと思いますが、スピードアップということばかりを考えるとというよりも、なぜ時間がかかっているかというのに、やはり予算や人員というところがあると私は思っているのです。ですから、今のままでスピードアップということだけというよりも、それができるだけのリソース、体制というのがあって初めてと考えております。

○中川委員長 ありがとうございます。

その部分は今回まだ書いていないのですかね。もしかしたら事務局から書きにくかったかもしれませんが、私たちがそういう意見をまとめるということがあり得るということです。それがないと、河村さんがおっしゃったような丁寧な自己分析ができないということにつながるのかもしれませんが。

ほかはいかがでしょうか。これは9月に発表だから8月ぐらいまでにほぼ決めですよ。時間がなくなってまいりましたけれども、また随時、いろいろ御意見を伺いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局においては、先ほど出てきた意見に沿って取りまとめをお願いいたします。

会議の公開はここまでとなりますので、記者の方、カメラの方は御退室をお願いいたします。

3. 個別事案について

(1) 選定事案

- 「トランポリンパークでの事故」の報告書案について事務局から説明があり、これを基に審議を行った。また、経過報告書を決定、公表した。
- 「エステサロン等でのHIFUによる事故」の経過報告書案について事務局から説明があり、これを基に審議を行った。

(2) 申出事案

- 申出のあった個別事案については、選定・不選定決定済みの443件を除く44件と5月に申出のあった1件の計45件について検討し、調査委員会では、次の通り決定した。
 - ・引き続き情報収集を行う 43件
 - ・調査等を行わない 2件

(3) その他

- 「ハンドル形電動車椅子の下り坂走行時の事故」について、同種類事故に関するフォローアップ検討結果の資料を決定した。
- 「平成18年6月3日に東京都内で発生したエレベーター事故」について、国土交通省から戸開走行事故2件の公表があったことを受けた国土交通省への質問について事務局から報告があり、これを基に審議を行った。

4. 閉会

文責：消費者庁事故調査室